

公 示

「災害時における災害応急対策業務に関する協定（国営昭和記念公園・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事）」の申請について
標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和4年12月13日

国土交通省 関東地方整備局
国営昭和記念公園事務所長

望 月 一 彦

記

1. 協定の目的

本協定は、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所（以下「当事務所」という。）が管理又は工事中の施設等に関して、地震・大雨・大雪等の自然現象及び予測できない災害等の発生、又は発生の恐れがある場合において、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、当事務所と本協定締結企業がその確保及び動員の方法を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

2. 協定内容

- | | |
|----------|---------------------------------------------------------------------|
| (1) 協定書 | 別冊のとおり |
| (2) 協定範囲 | 国営昭和記念公園（別紙－1参照） |
| (3) 協定内容 | 本協定で想定している災害応急対策に関する作業は、電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事又は機械設備工事に関する応急対策等とする。 |
| (4) 協定区分 | 電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事
（なお、協定区分毎あるいは、すべての協定区分に申請することも可とする） |
| (5) 協定期間 | 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3カ年） |

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事又は機械設備工事のいずれかに認定されている者であること。
(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。)

又は、令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(4) 協定参加申請書の提出期限の日から協定締結までの期間に、関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和59年3月29日付建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

又は、令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の場合は、協定参加申請書の提出期限の日から協定締結までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 関東地方整備局管内において、建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

又は、令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の場合は、関東地方整備局管内に本社、支店又は営業所の営業拠点を有すること。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、指名停止等の措置要領に基づく指名停止等を受けていなく、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法があるが、いずれの方式でもよい。

(8) 平成19年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事又は機械設備工事のいずれかで、受注金額が500万円以上の施工実績を有すること。（共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。）

又は、平成19年度以降に関東地方整備局管内の元請けとして別紙-1に示す設備に関する保守業務等を完了し、その履行実績等（受注金額が300万円以上）を有すること。

なお、保守業務等とは以下のとおりとする。

- ・保守業務又は点検業務の履行実績（再委託受注によるものは含まない。）
- ・製造又は購入の納入実績（再委託契約によるものは含まないものとし、据付・調整を含むものに限る。）

4. 申請資料の作成及び提出に関する事項

(1) 提出様式は下記のとおりとする。

- ・申請書（様式-1（昭和・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事））
- ・調査票（様式-2～様式-5（昭和・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事））

※調査票は令和4年12月13日現在で作成すること。

(2) 申請における審査基準

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行う。

評価項目	審査基準	欠格要件
<p>協定に基づく出動要請を行った場合の技術者（現場責任者）の可否 （様式－2（昭和・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事））</p>	<p>出動要請時に派遣できる技術者（現場責任者）について、下記資格等を1つ以上有している技術者を記載する。（複数の申請可）</p> <p>【電気設備・通信設備・受変電設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士 （電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る））。 ・1級又は2級電気工事施工管理技士 ・1級又は2級電気通信工事施工管理技士 ・建設業法第7条第2号イ、ロ、ハで定める者 （イについては電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。） ・その他、上記資格と同等程度の電気及び通信分野における資格を有し発注者が認めた者 <p>【機械設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営昭和記念公園の主な機械設備は下記のとおりである。下記の主な機械設備に関する点検整備業務、新設工事又は修繕工事の従事経験を有する技術者を記載する。 なお、機械設備はいずれか一つでも、複数でも良い。 ・主な機械設備 発動発電機（150KVA程度）、 井戸設備（ポンプ18.5kw_揚程70m_1m3/分程度等）、 貯留設備（貯水槽50m3程度） ・その他、上記資格と同等程度の機械分野における資格を有し発注者が認めた者 	<p>資格等の保有者がいない場合</p>
<p>協定に基づく出動要請を行った場合の作業員の可否 （様式－2（昭和・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事））</p>	<p>① 出動要請時において動員可能な作業員の人員を記入する。</p> <p>② 人員は自社、協力会社に所属または手配することが出来る人数とし、協定期間中継続的に確保できるもので災害時に早急に国営昭和記念公園の災害応急対策業務に対応できる人数を記入する。※1</p>	<p>出動可能な作業員を確保できない場合</p>

<p>過去の関東地方整備局管内工事で元請として施工した実績 又は、過去の関東地方整備局管内の元請としての履行実績又は納入実績 (様式-3 (昭和・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事))</p>	<p>① 平成19年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事又は機械設備工事の施工実績(500万円以上)のうち代表的なものを1件記載する。 なお、可能な限り国土交通省発注工事(成績60点未満のものを除く)から選定する。 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。</p> <p>②工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要を記載する。</p> <p>③施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出する。(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。)ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のCORINSの写しを提出する。 又は</p> <p>① 平成19年度以降に別表(昭和・設備一覧)の設備名に示す設備の保守業務等を完了し、その履行実績(300万円以上)のうち代表的なものを1件記載する。 なお、保守業務等とは以下のとおりする。 ・保守業務又は点検業務の履行実績(再委託受注によるものは含まない。) ・製造又は購入の納入実績(再委託契約によるものは含まないものとし、据付・調整を含むものに限る。) なお、可能な限り国土交通省の発注案件から選定する。</p> <p>②業務名又は件名、発注機関名、履行場所、契約金額、履行期限の他、受注概要を記載する。 ※様式-3の工事名は業務名又は件名、施工場所は履行場所、工期は履行期間及び工事概要は受注概要と読み替えるものとする。</p> <p>③履行実績として記載した保守業務等に係る契約書の写しを提出する。(工事名、契約金額、</p>	<p>施工実績が無い場合 又は、 履行実績又は納入実績が確認できない場合</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------

	<p>工期、発注者、受注者の確認できる部分のみでよい。)</p> <p>ただし、製造又は購入の納入実績とする場合は、据付・調整を実施したことが確認できる資料も添付する。</p>	
過去2年間の工事成績評定点の平均点	<p>関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の令和2年4月1日から令和4年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点。</p> <p>ただし、令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の履行実績又は納入実績とする場合は、対象外とする。</p>	60点未満
<p>他機関との協定又は契約の締結状況</p> <p>(様式-4(昭和・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事))</p>	<p>①行政機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約の締結状況を記載する。</p> <p>②締結している場合は、協定又は契約別、名称、機関名、有効期間を記載する。 なお、複数締結している場合は、全てを記載する。 (記載した協定書又は契約書の写しを添付する。)</p> <p>③災害要請が重なった場合、国営昭和記念公園の災害応急対策業務に協力するための体制を記載するものとする。</p>	<p>この項目は評価対象としない。 (参考資料とさせていただきます)</p>
<p>業務対応できる設備</p> <p>(様式-5(昭和・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事))</p>	<p>様式で示す電気設備、通信設備、受変電設備、機械設備で業務対応できる設備を記載する。</p>	<p>業務対応できる設備が無い場合</p>

※1 作業員の配備に関して、協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書(書式自由・了解印必須)を添付する。

(3) 申請書類の提出

1) 担当部局

〒190-8558 東京都立川市緑町3173

国土交通省関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所 調査設計課 山野井

TEL 042-524-1089

E-mail yamanoi-k8310@mlit.go.jp

2) 申請書類等の交付

国営昭和記念公園事務所のホームページにて交付する。交付期間は令和5年1月31日(火)までとする。様式をホームページからダウンロードにより入手すること。ホームページアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/showa/>

上記交付方法による入手ができない場合は、記録媒体(CD-R等)を1)に持参することにより電子データを交付するので、事前に上記1)担当部局にその旨連絡し、1)担当部局に記録媒体を持参すること。

受付期間は、令和5年1月31日(火)までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く毎日8時30分～17時15分までとする。

3) 申請書及び資料の提出方法、受付期間及び提出場所

申請書類は、下記の受付期間内に受付場所へ持参又は郵送(書留に限る。必着のこと。)、若しくは電子メールによること。(電子メールの場合は、必ず電話にて着信を確認すること。)

①受付期間

令和4年12月13日(火)から令和5年1月31日(火)までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く8時30分から17時15分とする。

②提出場所

4.(3)1)担当部局と同じ。

③提出部数

1部(A4サイズ)

④電子メールのみで提出する場合は、全てを1つにまとめたPDFファイルで提出すること。提出書類と合わせてオリジナルデータも電子メールで提出すること。電子メールで提出する場合は容量を5MB以内とすること。様式は上記2)でダウンロードしたデータ(エクセルファイル)とすること。

5. 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等に対する質問は、以下のとおりとする。

(1) 提出方法

書面を持参又は郵送により提出すること。FAX、電子メールでも可。

(2) 受付期間

令和4年12月13日(火)から令和5年1月13日(金)までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く毎日8時30分から17時15分まで

(3) 提出場所

上記4.(3)1)担当部局と同じ。

(4) 質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行う。

①期間：回答を令和5年1月20日(金)までに作成後、令和5年1月31日(火)までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く毎日8時30分から17時15分まで閲覧する。

②閲覧場所：国営昭和記念公園事務所 2F 閲覧場所

6. 選定結果の通知

申請書を審査の上、「災害時における災害応急対策業務に関する協定(国営昭和記念公園・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事)」の選定結果を申請者に書面にて通知するとともに、国営昭和記念公園事務所の掲示板(1F)に掲示する。

なお、通知は令和5年2月17日(金)を予定している。

7. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、国営昭和記念公園事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることができる。なお、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）するものとし、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

(1) 提出期限

令和5年2月17日（金）から令和5年2月24日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く8時30分から17時15分までとする。

(2) 提出場所

4. (3) 1) 担当部局と同じ。

(3) 回答期限及び方法

令和5年3月3日（金）までに書面により回答する。

8. 災害協定の締結

選定結果の通知において、災害協定を締結できる者として通知された者は、以下に従い「災害時における災害応急対策業務に関する協定書（国営昭和記念公園・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事）」を2部作成し提出すること。作成については、別紙ー2「協定書の作成について」を参照すること。

なお、持参、郵送又は託送（郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る。）によるものとし、FAX、電子メールによるものは受け付けない。

(1) 提出期限

令和5年2月17日（金）から令和5年3月10日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

(2) 提出場所

4. (3) 1) 担当部局と同じ。

(3) 協定書の返却期限

令和5年3月24日（金）までに1部返却する。

9. その他

(1) 申請資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とし、提出された申請資料は、協定申請審査以外の目的で無断使用しない。

(2) 提出された申請資料は、返却しない。

(3) 災害協定締結後の連絡先及び調査に協力すること。

本協定締結後、所定の書式により緊急時、平常時の連絡先及び建設機械、資材、技術者・作業員数等の状況を調査致します。調査内容、時期は以下のとおり。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス

・技術者・作業員の人数及び建設機械等の台数、保有している資材調査

協定に基づく出動可能な技術者の人数及び作業員の人数、建設機械・資材等の数量及び保管場所

・他機関との協定状況

他機関との災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

- ・毎年4月期に依頼する。

③提出先

4. (3) 1) 担当部局と同じ。

④提出方法

- ・電子メール、郵送、又は持参による。
- ・土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く8時30分から17時15分までとする。

(4) 協定締結会社は、「総合評価落札方式」における技術評価点の「地域貢献度」で評価(加点)される。

(5) 本申請の参加資格は、上記3.(2)に掲げる一般競争参加資格の申請を行い受理されている者で、令和5年4月1日に認定がなされる者であることが条件となり、令和5年4月1日に一般競争参加資格の認定がなされない場合は、申請に参加する資格を有しない者のした申請に該当し、申請は無効とする。

様式-1(昭和・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事)

協定参加申請書

令和 年 月 日

国土交通省関東地方整備局
国営昭和記念公園事務所長 様

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇区〇〇町〇〇番

代 表 者 〇〇建設株式会社
代表取締役社長

〇〇 〇〇

印

令和4年12月13日付けで公示のありました「災害時における災害応急対策業務に関する協定(国営昭和記念公園・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事)」に参加したく申請書を提出します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと並びに参加申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

なお、問い合わせ先及び関東地方整備局管内の本店、支店又は営業所は下記のとおりです。

(問い合わせ先)

担 当 者 : 〇〇 〇〇

部 署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号 : (代)〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(内〇〇〇)

(本店、支店又は営業所)

住 所 : 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番

名 称 : 〇〇支店

電話番号 : (代)〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

様式一2(1)(昭和・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事) 令和4年12月13日現在
災害時における災害応急対策業務(国営昭和記念公園・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工
事、機械設備工事)に関する調査票

会社名:〇〇会社(株)

1. 災害時における災害応急対策業務に関する協定における申請区分

電気設備	通信設備	受変電設備	機械設備
------	------	-------	------

※ 申請区分について、○をつける。なお、複数又は全部に申請可。

2. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能技術者の可否

申請区分の派遣可能技術者の人数又は従事経験を記入して下さい。

[電気設備・通信設備・受変電設備]

所有資格	人数	備考
技術士	人	部門は、公示4.(2)のとおり
1級電気工事施工管理技士	人	
2級電気工事施工管理技士	人	
1級電気通信工事施工管理技士	人	
2級電気通信工事施工管理技士	人	
建築業法第7条第2号イ、ロ、ハで定める者	人	イは、公示4.(2)のとおり
その他発注者が認めた者	人	

※ 会社に所属する派遣可能技術者の全ての人数を記載し、同一人物が複数の資格を所有している場合は、記載されている資格のいずれか1つを記載すること。

【機械設備】 発動発電機(150KVA程度)の従事経験者 (赤字の記入例を消去して黒字で記載する。)

派遣技術者名	施工件名(CORINS番号)	工期	発注機関
〇〇〇〇	〇〇〇〇工事(業務) (0000-00000)	H00.00.00~H00.00.00	〇〇〇〇

【機械設備】 井戸設備(ポンプ18.5kw 揚程70m 1m3/分程度)の従事経験者

(赤字の記入例を消去して黒字で記載する。)

派遣技術者名	施工件名(CORINS番号)	工期	発注機関
〇〇〇〇	〇〇〇〇工事(業務) (0000-00000)	H00.00.00~H00.00.00	〇〇〇〇

※【機械設備共通事項】

施工実績は、最新のものを記載し、CORINSの写しを添付すること。
ただし、CORINSでの記載内容で実績が不明な場合については、工事の施工内容がわかるもの(仕様書等)を添付すること。
なお、複数の機械設備に申請する場合は、それぞれの機械設備の施工実績を記載すること。
上表に記載しきれない場合は、適宜挿入のこと。

【機械設備】 貯留設備(貯水槽50m3程度)の従事経験者 (赤字の記入例を消去して黒字で記載する。)

派遣技術者名	施工件名(CORINS番号)	工期	発注機関
〇〇 〇〇	〇〇〇〇工事(業務) (0000-00000)	H00.00.00~H00.00.00	〇〇〇〇

※【機械設備共通事項】

施工実績は、最新のものを記載し、CORINSの写しを添付すること。
 ただし、CORINSでの記載内容で実績が不明な場合については、工事の施工内容がわかるもの(仕様書等)を添付すること。
 なお、複数の機械設備に申請する場合は、それぞれの機械設備の施工実績を記載すること。
 上表に記載しきれない場合は、適宜挿入のこと。

3. 協定に基づく出勤要請を行った場合の派遣可能作業員の可否

申請区分の派遣可能な作業員の人数を記入して下さい。

[電気設備・通信設備・受変電設備・機械設備]

		電気設備	通信設備	受変電設備	機械設備
派遣可能作業員の人数	自 社	人	人	人	人
	協力会社	人	人	人	人

※ 協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書(書式自由・了解印必須)を添付すること。

平成19年度以降の関東地方整備局管内における工事で元請として施工実績 又は、
平成19年度以降の関東地方整備局管内における元請として履行実績又は納入実績

会社名:〇〇会社(株)

●工事の施工実績を下表へ記載すること。(赤字の記入例を消去して黒字で記載する。)

工事名称等	工事名	〇〇〇〇〇〇工事	CORINS登録番号	
	発注機関名	国土交通省 関東地方整備局 〇〇事務所 等		
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町地先～〇〇県〇〇市〇〇町地先		
	契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円		
	工期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日		
	受注形態等	単体 / 〇〇・〇〇JV(出資比率〇〇%)		
工事概要	分野	電気設備、通信設備、受変電設備、機械設備		
	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・照明灯設備設置、修繕 1式 ・道路排水設備設置、修繕 1式 ・共同溝附帯設備設置、修繕 1式 ・道路情報設備設置、修繕 1式 ・発電設備設置、修繕 1式 		
	施工条件	夜間施工、〇〇〇と近接施工(離隔〇m) 等		

※ 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出する。(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。)。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のCORINSの写しを提出する。

他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況

会社名:〇〇会社(株)

●他機関との協定または契約を締結している場合は下表に記載すること。(赤字の記入例を消去して黒字で記載する。)

番号	協定・契約の別	名称	締結機関名	有効期間	備考
記載例	○ 協定 契約	〇〇〇災害協定	〇〇県	平成〇年〇月〇日～ 令和〇年〇月〇日まで	〇〇町建設業組合として
	協定 契約				

※ 実績として記載した協定書または契約書の写しを提出すること。

※ 上表の協定・契約の別欄は、該当項目に「○」を記載すること。

※ 地元建設業組合等の団体名義で、協定を締結している場合には、
締結機関名に団体等の協定相手、備考欄に組合等の名称を記載すること。
また団体等への加入を証明できる資料を提出すること。

※ 上表に記載しきれない場合は、適宜挿入のこと。

●災害要請が重なった場合の国営昭和記念公園事務所に協力するための体制を記載する。

(上記で他機関等で協定又は契約を締結している場合に記載する。)

複数の協定を締結している場合、複数のグループで個別に対応する等、

国営昭和記念公園事務所(国営昭和記念公園・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事)の協定に対する体制を記載すること。

業務対応できる設備状況

会社名:〇〇会社(株)

●業務対応できる設備状況を下表に「○」と対応可能設備No.等を記載すること。(赤字の記入例を消去して黒字で記載する。)

番号	設備区分	設備名	記入欄				備考
			対応可	部分的対応可	不可	対応可能設備No.	
1	多重無線通信設備	超短波無線電話設備、 自動電話交換設備 等	○			昭和-001～024	
2	監視制御盤類	監視制御盤類 等	○			昭和-025～028	
3	受変電設備	受変電設備、高圧設備、 発動発電機 等	○			昭和-029～329	
4	CCTV設備	CCTV設備 等	○			昭和-330～407	
5	放送設備	放送設備 等	○			昭和-408～437	
6	公園照明設備	公園照明設備 等	○			昭和-438	
7	非常用井戸設備	非常用井戸設備 等			○		
8	災害対策用貯留設備	貯留設備		○		昭和-445～446	

- 【凡例】
- ・対応可 : 損傷した設備の状態把握、応急復旧を行える。
 - ・部分的対応可 : 損傷した設備の状態把握が行える。
 - ・対応不可 : 対応不可
 - ・対応可能設備No. : 「対応可」「部分的対応可」の場合は、対象設備一覧「別表(昭和・設備一覧)」より対応可能設備No.を記載。
 - ・備考 : 特記事項があれば記載(部分的に対応不可となる設備等)

国営昭和記念公園 災害時協定会社 対象電気・機械設備一覧

番号	施設名	設備区分	設備名	装置名、規格等	想定される工種種別			
					電気設備	通信設備	受変電設備	機械設備
昭和-001	国営昭和記念公園事務所	多重無線通信設備	超短波無線電話設備	超短波無線電話装置（FB）		○		
昭和-002	国営昭和記念公園事務所	多重無線通信設備	超短波無線電話設備	遠隔制御器		○		
昭和-003	国営昭和記念公園事務所	多重無線通信設備	超短波無線電話設備	超短波無線電話装置（ML）		○		
昭和-004	国営昭和記念公園事務所	多重無線通信設備	自動電話交換設備	自動電話交換装置（電子型）		○		
昭和-005	国営昭和記念公園事務所	多重無線通信設備	自動電話交換設備	VoIPゲートウェイ		○		
昭和-006	国営昭和記念公園事務所	多重無線通信設備	自動電話交換設備	無停電電源装置(UPS)1KVA		○		
昭和-007	国営昭和記念公園事務所	多重無線通信設備	自動電話交換設備	自動応答装置		○		
昭和-008	国営昭和記念公園事務所	多重無線通信設備	自動電話交換設備	PHS基地局		○		
昭和-009	国営昭和記念公園事務所	多重無線通信設備	自動電話交換設備	PHS光伝送対応部（光搬送アダプター、1Pマルチキャストコンバータ等）		○		
昭和-010	国営昭和記念公園事務所	多重無線通信設備	自動電話交換設備	PHS電話機		○		
昭和-011	国営昭和記念公園事務所	多重無線通信設備	自動電話交換設備	電話機		○		
昭和-012	国営昭和記念公園（園内各所）	多重無線通信設備	自動電話交換設備	PHS電話機		○		
昭和-013	国営昭和記念公園（園内各所）	多重無線通信設備	自動電話交換設備	園内非常電話機		○		
昭和-014	国営昭和記念公園（園内各所）	多重無線通信設備	自動電話交換設備	園内電話機		○		
昭和-015	国営昭和記念公園（ふれあい広場レストラン）	多重無線通信設備	自動電話交換設備	取容架（光搬送アダプター、1Pマルチキャストコンバータ、Voip-GW等）		○		
昭和-016	国営昭和記念公園（ふれあい広場レストラン・周辺屋外）	多重無線通信設備	自動電話交換設備	PHS基地局		○		
昭和-017	国営昭和記念公園（レイクサイドレストラン）	多重無線通信設備	自動電話交換設備	取容架（光搬送アダプター、1Pマルチキャストコンバータ、Voip-GW等）		○		
昭和-018	国営昭和記念公園（レイクサイドレストラン・周辺屋外）	多重無線通信設備	自動電話交換設備	PHS基地局		○		
昭和-019	国営昭和記念公園（こどもの森）	多重無線通信設備	自動電話交換設備	取容架（光搬送アダプター、1Pマルチキャストコンバータ、Voip-GW等）		○		
昭和-020	国営昭和記念公園（こどもの森・周辺屋外）	多重無線通信設備	自動電話交換設備	PHS基地局		○		
昭和-021	国営昭和記念公園（みんなの原っぱ（北売店））	多重無線通信設備	自動電話交換設備	取容架（光搬送アダプター、1Pマルチキャストコンバータ、Voip-GW等）		○		
昭和-022	国営昭和記念公園（みんなの原っぱ（北売店）・周辺屋外）	多重無線通信設備	自動電話交換設備	PHS基地局		○		
昭和-023	国営昭和記念公園（砂川口）	多重無線通信設備	自動電話交換設備	取容架（光搬送アダプター、1Pマルチキャストコンバータ、Voip-GW等）		○		
昭和-024	国営昭和記念公園（砂川口・周辺屋外）	多重無線通信設備	自動電話交換設備	PHS基地局		○		
昭和-025	国営昭和記念公園事務所	監視制御盤類	監視制御盤類	電源監視卓			○	
昭和-026	国営昭和記念公園事務所	監視制御盤類	監視制御盤類	電源監視親局装置			○	
昭和-027	国営昭和記念公園（主変電所）	監視制御盤類	監視制御盤類	電源監視子局装置			○	
昭和-028	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	監視制御盤類	監視制御盤類	電源監視子局装置			○	
昭和-029	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	受変電設備	受変電設備（継電器類 誘導形・静止形）	○		○	
昭和-030	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	受変電設備	受変電設備（閉鎖配電盤）	○		○	
昭和-031	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（断路器）7.2KV 400A	○		○	
昭和-032	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（真空遮断器）7.2KV 600A	○		○	
昭和-033	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（油入変圧器又はモルト変圧器）3φTr300kVA×1、1φTr50kVA×1	○		○	
昭和-034	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（計器用変成器）	○		○	
昭和-035	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（避雷器）	○		○	
昭和-036	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（電力用コンデンサ設備）	○		○	
昭和-037	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（電力ヒューズ）	○		○	
昭和-038	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（開閉器）7.2KV 200A	○		○	
昭和-039	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（母線）	○		○	
昭和-040	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（区分開閉器）UGS	○		○	
昭和-041	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（ケーブル）	○		○	
昭和-042	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	低圧設備	直流電源装置（遮断器投入用）（MSE形等）	○		○	
昭和-043	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	低圧設備	動力・電灯盤	○		○	
昭和-044	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	発動発電機	発動発電機（ディーゼル）（原動機）			○	○
昭和-045	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	発動発電機	発動発電機（ディーゼル）（発電機）			○	○
昭和-046	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	発動発電機	発動発電機（ディーゼル）（直流電源盤）			○	○
昭和-047	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	発動発電機	発動発電機（ディーゼル）（煙道、消音器）			○	○
昭和-048	国営昭和記念公園事務所（管理事務所変電所）	受変電設備	発動発電機	発動発電機（ディーゼル）（発電機盤、制御盤）			○	○
昭和-049	国営昭和記念公園（主変電所）	受変電設備	受変電設備	受変電設備（継電器類 誘導形・静止形）	○		○	
昭和-050	国営昭和記念公園（主変電所）	受変電設備	受変電設備	受変電設備（閉鎖配電盤）	○		○	
昭和-051	国営昭和記念公園（主変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（断路器）7.2KV 400A	○		○	
昭和-052	国営昭和記念公園（主変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（真空遮断器）7.2KV 600A	○		○	
昭和-053	国営昭和記念公園（主変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（モルト変圧器）1φTr5kVA×1	○		○	
昭和-054	国営昭和記念公園（主変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（計器用変成器）	○		○	
昭和-055	国営昭和記念公園（主変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（避雷器）	○		○	
昭和-056	国営昭和記念公園（主変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（電力ヒューズ）	○		○	
昭和-057	国営昭和記念公園（主変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（母線）	○		○	
昭和-058	国営昭和記念公園（主変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（ケーブル）	○		○	
昭和-059	国営昭和記念公園（総合案内所変電所）	受変電設備	受変電設備	受変電設備（継電器類 誘導形・静止形）	○		○	
昭和-060	国営昭和記念公園（総合案内所変電所）	受変電設備	受変電設備	受変電設備（閉鎖配電盤）	○		○	
昭和-061	国営昭和記念公園（総合案内所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（断路器）7.2KV 400A	○		○	
昭和-062	国営昭和記念公園（総合案内所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（真空遮断器）7.2KV 600A	○		○	
昭和-063	国営昭和記念公園（総合案内所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（油入変圧器）3φTr50kVA×1、1φTr50kVA×1	○		○	
昭和-064	国営昭和記念公園（総合案内所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（計器用変成器）	○		○	
昭和-065	国営昭和記念公園（総合案内所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（電力用コンデンサ設備）	○		○	
昭和-066	国営昭和記念公園（総合案内所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（電力ヒューズ）	○		○	
昭和-067	国営昭和記念公園（総合案内所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（開閉器）7.2KV 200A	○		○	
昭和-068	国営昭和記念公園（総合案内所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（母線）	○		○	
昭和-069	国営昭和記念公園（総合案内所変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（ケーブル）	○		○	

国営昭和記念公園 災害時協定会社 対象電気・機械設備一覧

番号	施設名	設備区分	設備名	装置名、規格等	想定される工種種別			
					電気設備	通信設備	受変電設備	機械設備
昭和-070	国営昭和記念公園 (花みどり文化センター変電所)	受変電設備	受変電設備	受変電設備 (継電器類 誘導形・静止形)	○		○	
昭和-071	国営昭和記念公園 (花みどり文化センター変電所)	受変電設備	受変電設備	受変電設備 (閉鎖配電盤)	○		○	
昭和-072	国営昭和記念公園 (花みどり文化センター変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (断路器) 7.2KV 400A	○		○	
昭和-073	国営昭和記念公園 (花みどり文化センター変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (真空遮断器) 7.2KV 600A	○		○	
昭和-074	国営昭和記念公園 (花みどり文化センター変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (油入変圧器) 3φTr100kVA×2、1φTr100kVA×2	○		○	
昭和-075	国営昭和記念公園 (花みどり文化センター変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (計器用変成器)	○		○	
昭和-076	国営昭和記念公園 (花みどり文化センター変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (電力用コンデンサ設備)	○		○	
昭和-077	国営昭和記念公園 (花みどり文化センター変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (電力ヒューズ)	○		○	
昭和-078	国営昭和記念公園 (花みどり文化センター変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (開閉器) 7.2KV 200A	○		○	
昭和-079	国営昭和記念公園 (花みどり文化センター変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (母線)	○		○	
昭和-080	国営昭和記念公園 (花みどり文化センター変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (ケーブル)	○		○	
昭和-081	国営昭和記念公園 (夢広場イベント変電所)	受変電設備	受変電設備	受変電設備 (継電器類 誘導形・静止形)	○		○	
昭和-082	国営昭和記念公園 (夢広場イベント変電所)	受変電設備	受変電設備	受変電設備 (閉鎖配電盤)	○		○	
昭和-083	国営昭和記念公園 (夢広場イベント変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (断路器) 7.2KV 400A	○		○	
昭和-084	国営昭和記念公園 (夢広場イベント変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (真空遮断器) 7.2KV 600A	○		○	
昭和-085	国営昭和記念公園 (夢広場イベント変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (モルト'変圧器) 3φTr250kVA×1、1φTr200kVA×1、1φTr300kVA×1、1φTr3kVA×1	○		○	
昭和-086	国営昭和記念公園 (夢広場イベント変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (計器用変成器)	○		○	
昭和-087	国営昭和記念公園 (夢広場イベント変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (電力ヒューズ)	○		○	
昭和-088	国営昭和記念公園 (夢広場イベント変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (開閉器) 7.2KV 200A	○		○	
昭和-089	国営昭和記念公園 (夢広場イベント変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (母線)	○		○	
昭和-090	国営昭和記念公園 (夢広場イベント変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (ケーブル)	○		○	
昭和-091	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	受変電設備	受変電設備 (継電器類 誘導形・静止形)	○		○	
昭和-092	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	受変電設備	受変電設備 (閉鎖配電盤)	○		○	
昭和-093	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (断路器) 7.2KV 400A	○		○	
昭和-094	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (真空遮断器) 7.2KV 400A	○		○	
昭和-095	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (油入変圧器) 3φTr150kVA×1、1φTr150kVA×1	○		○	
昭和-096	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (モルト'変圧器) 1φTr3kVA×1	○		○	
昭和-097	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (計器用変成器)	○		○	
昭和-098	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (電力ヒューズ)	○		○	
昭和-099	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (開閉器) 7.2KV 200A	○		○	
昭和-100	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (母線)	○		○	
昭和-101	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (ケーブル)	○		○	
昭和-102	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	低圧設備	動力・電灯盤	○		○	
昭和-103	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	発動発電機	発動発電機 (ディーゼル) (原動機)			○	○
昭和-104	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	発動発電機	発動発電機 (ディーゼル) (発電機)			○	○
昭和-105	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	発動発電機	発動発電機 (ディーゼル) (直流電源盤)			○	○
昭和-106	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	発動発電機	発動発電機 (ディーゼル) (煙道、消音器)			○	○
昭和-107	国営昭和記念公園 (立川口変電所)	受変電設備	発動発電機	発動発電機 (ディーゼル) (発電機盤、制御盤)			○	○
昭和-108	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	受変電設備	受変電設備 (継電器類 誘導形・静止形)	○		○	
昭和-109	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	受変電設備	受変電設備 (閉鎖配電盤)	○		○	
昭和-110	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (断路器) 7.2KV 400A	○		○	
昭和-111	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (真空遮断器) 7.2KV 600A	○		○	
昭和-112	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (油入変圧器) 3φTr150kVA×1、1φTr50kVA×1	○		○	
昭和-113	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (モルト'変圧器) 1φTr3kVA×1	○		○	
昭和-114	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (計器用変成器)	○		○	
昭和-115	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (電力ヒューズ)	○		○	
昭和-116	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (開閉器) 7.2KV 200A	○		○	
昭和-117	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (母線)	○		○	
昭和-118	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (ケーブル)	○		○	
昭和-119	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	低圧設備	動力・電灯盤	○		○	
昭和-120	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	発動発電機	発動発電機 (ディーゼル) (原動機)			○	○
昭和-121	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	発動発電機	発動発電機 (ディーゼル) (発電機)			○	○
昭和-122	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	発動発電機	発動発電機 (ディーゼル) (直流電源盤)			○	○
昭和-123	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	発動発電機	発動発電機 (ディーゼル) (煙道、消音器)			○	○
昭和-124	国営昭和記念公園 (展示広場変電所)	受変電設備	発動発電機	発動発電機 (ディーゼル) (発電機盤、制御盤)			○	○
昭和-125	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	受変電設備	受変電設備 (継電器類 誘導形・静止形)	○		○	
昭和-126	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	受変電設備	受変電設備 (閉鎖配電盤)	○		○	
昭和-127	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (断路器) 7.2KV 400A	○		○	
昭和-128	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (真空遮断器) 7.2KV 400A	○		○	
昭和-129	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (油入変圧器又はモルト'変圧器) 3φTr150kVA×1、1φTr75kVA×1	○		○	
昭和-130	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (モルト'変圧器) 1φTr3kVA×1	○		○	
昭和-131	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (計器用変成器)	○		○	
昭和-132	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (電力ヒューズ)	○		○	
昭和-133	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (開閉器) 7.2KV 200A	○		○	
昭和-134	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (母線)	○		○	
昭和-135	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	高圧設備	高圧設備 (ケーブル)	○		○	
昭和-136	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	低圧設備	動力・電灯盤	○		○	
昭和-137	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	発動発電機	発動発電機 (ディーゼル) (原動機)			○	○
昭和-138	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	発動発電機	発動発電機 (ディーゼル) (発電機)			○	○
昭和-139	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	発動発電機	発動発電機 (ディーゼル) (直流電源盤)			○	○
昭和-140	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	発動発電機	発動発電機 (ディーゼル) (煙道、消音器)			○	○
昭和-141	国営昭和記念公園 (西立川口変電所)	受変電設備	発動発電機	発動発電機 (ディーゼル) (発電機盤、制御盤)			○	○

国営昭和記念公園 災害時協定会社 対象電気・機械設備一覧

番号	施設名	設備区分	設備名	装置名、規格等	想定される工種種別			
					電気設備	通信設備	受変電設備	機械設備
昭和-296	国営昭和記念公園（日本庭園変電所）	受変電設備	受変電設備	受変電設備（継電器類 誘導形・静止形）	○		○	
昭和-297	国営昭和記念公園（日本庭園変電所）	受変電設備	受変電設備	受変電設備（閉鎖配電盤）	○		○	
昭和-298	国営昭和記念公園（日本庭園変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（断路器）7.2KV 200A	○		○	
昭和-299	国営昭和記念公園（日本庭園変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（真空遮断器）7.2KV 600A	○		○	
昭和-300	国営昭和記念公園（日本庭園変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（モルト変圧器）3φTr200kVA×1、1φTr150kVA×1、1φTr3kVA×1	○		○	
昭和-301	国営昭和記念公園（日本庭園変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（計器用変成器）	○		○	
昭和-302	国営昭和記念公園（日本庭園変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（電力ヒューズ）	○		○	
昭和-303	国営昭和記念公園（日本庭園変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（開閉器）7.2KV 200A	○		○	
昭和-304	国営昭和記念公園（日本庭園変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（母線）	○		○	
昭和-305	国営昭和記念公園（日本庭園変電所）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（ケーブル）	○		○	
昭和-306	国営昭和記念公園（日本庭園変電所）	受変電設備	低圧設備	動力・電灯盤	○		○	
昭和-307	国営昭和記念公園（日本庭園変電所）	受変電設備	発動発電機	発動発電機（ディーゼル）（原動機）			○	○
昭和-308	国営昭和記念公園（日本庭園変電所）	受変電設備	発動発電機	発動発電機（ディーゼル）（発電機）			○	○
昭和-309	国営昭和記念公園（日本庭園変電所）	受変電設備	発動発電機	発動発電機（ディーゼル）（直流電源盤）			○	○
昭和-310	国営昭和記念公園（日本庭園変電所）	受変電設備	発動発電機	発動発電機（ディーゼル）（煙道、消音器）			○	○
昭和-311	国営昭和記念公園（日本庭園変電所）	受変電設備	発動発電機	発動発電機（ディーゼル）（発電機盤、制御盤）			○	○
昭和-312	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	受変電設備	受変電設備（継電器類 誘導形・静止形）	○		○	
昭和-313	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	受変電設備	受変電設備（閉鎖配電盤）	○		○	
昭和-314	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（断路器）7.2KV 400A	○		○	
昭和-315	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（真空遮断器）7.2KV 600A	○		○	
昭和-316	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（油入変圧器又はモルト変圧器）3φTr75kVA×1	○		○	
昭和-317	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（計器用変成器）	○		○	
昭和-318	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（電力ヒューズ）	○		○	
昭和-319	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（開閉器）7.2KV 200A	○		○	
昭和-320	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（母線）	○		○	
昭和-321	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	高圧設備	高圧設備（ケーブル）	○		○	
昭和-322	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	低圧設備	動力・電灯盤	○		○	
昭和-323	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	低圧設備	直流電源装置（遮断器投入用）（MSE形等）	○		○	
昭和-324	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	発動発電機	発動発電機（ディーゼル）（原動機）			○	○
昭和-325	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	発動発電機	発動発電機（ディーゼル）（発電機）			○	○
昭和-326	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	発動発電機	発動発電機（ディーゼル）（直流電源盤）			○	○
昭和-327	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	発動発電機	発動発電機（ディーゼル）（煙道、消音器）			○	○
昭和-328	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	発動発電機	発動発電機（ディーゼル）（発電機盤、制御盤）			○	○
昭和-329	国営昭和記念公園（立川口常用発電設備）	受変電設備	発動発電機	冷却塔			○	○
昭和-330	国営昭和記念公園事務所（災害対策室）	CCTV設備	CCTV設備	大型モニタ（映像表示装置含む）		○		
昭和-331	国営昭和記念公園事務所（災害対策室）	CCTV設備	CCTV設備	カメラ操作端末（モニタ、HDMI分配器含む）		○		
昭和-332	国営昭和記念公園事務所（放送室）	CCTV設備	CCTV設備	L3SW（業務系、CCTV系）		○		
昭和-333	国営昭和記念公園事務所（放送室）	CCTV設備	CCTV設備	メディアコンバーター（高松ロカメラ、文化ゾーン北カメラ向け）		○		
昭和-334	国営昭和記念公園事務所（放送室）	CCTV設備	CCTV設備	CCTV操作卓（カメラ操作端末、カメラ管理サーバ、UPS）		○		
昭和-335	国営昭和記念公園事務所（放送室）	CCTV設備	CCTV設備	カメラ・情報板操作卓（画像蓄積操作端末、情報板操作端末）		○		
昭和-336	国営昭和記念公園事務所（放送室 鉄塔）	CCTV設備	CCTV設備	カメラ装置（鉄塔）制御部、エンコーダ		○		
昭和-337	国営昭和記念公園事務所（電算室）	CCTV設備	CCTV設備	映像蓄積制御架		○		
昭和-338	国営昭和記念公園事務所（管理センター？）	CCTV設備	CCTV設備	大型モニタ（ビジュアルコントローラー含む）		○		
昭和-339	国営昭和記念公園（総合案内所）	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-340	国営昭和記念公園（総合案内所）	CCTV設備	CCTV設備	情報機器制御架（L2SW、制御部、エンコーダ、カメラ操作端末等）		○		
昭和-341	国営昭和記念公園（花みどり文化センター A）	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-342	国営昭和記念公園（花みどり文化センター B）	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-343	国営昭和記念公園（花みどり文化センター C）	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-344	国営昭和記念公園（花みどり文化センター D）	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-345	国営昭和記念公園（花みどり文化センター）	CCTV設備	CCTV設備	情報機器制御架（L2SW、制御部、エンコーダ等）		○		
昭和-346	国営昭和記念公園（花みどり文化センター）	CCTV設備	CCTV設備	モニタ		○		
昭和-347	国営昭和記念公園（花記念館ロガードマンBOX）	CCTV設備	CCTV設備	モニタ		○		
昭和-348	国営昭和記念公園（高松口）	CCTV設備	CCTV設備	巡回式カメラ装置（一体型）		○		
昭和-349	国営昭和記念公園（高松口）	CCTV設備	CCTV設備	機側制御装置（L2SW、制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等）		○		
昭和-350	国営昭和記念公園（文化ゾーン北）	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-351	国営昭和記念公園（文化ゾーン北）	CCTV設備	CCTV設備	機側制御装置（L2SW、制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等）		○		
昭和-352	国営昭和記念公園（立川口ゲート）	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-353	国営昭和記念公園（立川口ゲート）	CCTV設備	CCTV設備	情報機器制御架（L2SW、制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等）		○		
昭和-354	国営昭和記念公園（立川口駐車場）	CCTV設備	CCTV設備	巡回式カメラ装置（一体型）		○		
昭和-355	国営昭和記念公園（立川口駐車場）	CCTV設備	CCTV設備	屋外制御盤（制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等）		○		
昭和-356	国営昭和記念公園（ドックラン）	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-357	国営昭和記念公園（ドックラン）	CCTV設備	CCTV設備	屋内収容架（制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等）		○		
昭和-358	国営昭和記念公園（ふれあい広場）	CCTV設備	CCTV設備	巡回式カメラ装置（一体型）		○		
昭和-359	国営昭和記念公園（ふれあい広場）	CCTV設備	CCTV設備	屋外制御盤（制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等）		○		
昭和-360	国営昭和記念公園（西立川口ゲート）	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-361	国営昭和記念公園（西立川口ゲート）	CCTV設備	CCTV設備	情報機器制御架（L2SW、制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等）		○		
昭和-362	国営昭和記念公園（西立川口駐車場）	CCTV設備	CCTV設備	巡回式カメラ装置（一体型）		○		
昭和-363	国営昭和記念公園（西立川口駐車場）	CCTV設備	CCTV設備	屋外制御盤（制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等）		○		
昭和-364	国営昭和記念公園（水鳥の池）	CCTV設備	CCTV設備	巡回式カメラ装置（一体型）		○		
昭和-365	国営昭和記念公園（水鳥の池）	CCTV設備	CCTV設備	屋外制御盤（制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等）		○		
昭和-366	国営昭和記念公園（レイクサイドレストラン）	CCTV設備	CCTV設備	巡回式カメラ装置（一体型）		○		
昭和-367	国営昭和記念公園（レイクサイドレストラン）	CCTV設備	CCTV設備	機側制御装置（L2SW、制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等）		○		

国営昭和記念公園 災害時協定会社 対象電気・機械設備一覧

番号	施設名	設備区分	設備名	装置名、規格等	想定される工種種別			
					電気設備	通信設備	受変電設備	機械設備
昭和-368	国営昭和記念公園 (昭島ロゲート)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-369	国営昭和記念公園 (昭島ロゲート)	CCTV設備	CCTV設備	情報機器制御架 (L2 SW、制御部、エンコーダ等)		○		
昭和-370	国営昭和記念公園 (わんぱく広場)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-371	国営昭和記念公園 (わんぱく広場)	CCTV設備	CCTV設備	機側制御装置 (L2 SW、制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等)		○		
昭和-372	国営昭和記念公園 (みんなの原っぱ)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式カメラ装置 (一体型)		○		
昭和-373	国営昭和記念公園 (みんなの原っぱ)	CCTV設備	CCTV設備	屋外制御盤 (制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等)		○		
昭和-374	国営昭和記念公園 (バーベキューガーデン)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-375	国営昭和記念公園 (バーベキューガーデン)	CCTV設備	CCTV設備	機側制御装置 (L2 SW、制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等)		○		
昭和-376	国営昭和記念公園 (みんなの原っぱ 北売店)	CCTV設備	CCTV設備	情報機器制御架 (L2 SW、メディアコンバーター等)		○		
昭和-377	国営昭和記念公園 (みんなの原っぱ 中央管理棟)	CCTV設備	CCTV設備	CCTV操作卓 (メディアコンバーター、カメラ制御端末等)		○		
昭和-378	国営昭和記念公園 (地底の泉)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式カメラ装置 (一体型)		○		
昭和-379	国営昭和記念公園 (地底の泉)	CCTV設備	CCTV設備	機側制御装置 (L2 SW、制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等)		○		
昭和-380	国営昭和記念公園 (虹のハンモック 東)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式カメラ装置 (一体型) (端子箱含む)		○		
昭和-381	国営昭和記念公園 (虹のハンモック 西)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式カメラ装置 (一体型) (端子箱含む)		○		
昭和-382	国営昭和記念公園 (霧の森)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式カメラ装置 (一体型) (端子箱含む)		○		
昭和-383	国営昭和記念公園 (雲の海 南)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式カメラ装置 (一体型) (端子箱含む)		○		
昭和-384	国営昭和記念公園 (雲の海 西)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式カメラ装置 (一体型) (端子箱含む)		○		
昭和-385	国営昭和記念公園 (ドラゴンの砂山)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式カメラ装置 (一体型) (端子箱含む)		○		
昭和-386	国営昭和記念公園 (石の谷)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式カメラ装置 (一体型) (端子箱含む)		○		
昭和-387	国営昭和記念公園 (こどもの森 (森の家))	CCTV設備	CCTV設備	CCTV制御装置 (制御部、文字発生部、デジタルVTR等)		○		
昭和-388	国営昭和記念公園 (こどもの森 (森の家))	CCTV設備	CCTV設備	情報機器制御架 (L2 SW、I/F変換器、エンコーダ、メディアコンバーター等)		○		
昭和-389	国営昭和記念公園 (こどもの森 (森の家))	CCTV設備	CCTV設備	操作卓 (モニタ、カメラ操作端末、放送装置等)		○		
昭和-390	国営昭和記念公園 (ふわふわドーム 北)	CCTV設備	CCTV設備	スピーカー装置		○		
昭和-391	国営昭和記念公園 (ふわふわドーム 南)	CCTV設備	CCTV設備	スピーカー装置		○		
昭和-392	国営昭和記念公園 (森のどりで)	CCTV設備	CCTV設備	スピーカー装置		○		
昭和-393	国営昭和記念公園 (地底の泉)	CCTV設備	CCTV設備	スピーカー装置		○		
昭和-394	国営昭和記念公園 (火の広場)	CCTV設備	CCTV設備	スピーカー装置		○		
昭和-395	国営昭和記念公園 (玉川上水ロゲート)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-396	国営昭和記念公園 (玉川上水ロゲート)	CCTV設備	CCTV設備	情報機器制御架 (L2 SW、制御部、エンコーダ等)		○		
昭和-397	国営昭和記念公園 (こもれびの里)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-398	国営昭和記念公園 (こもれびの里)	CCTV設備	CCTV設備	屋外制御盤 (制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等)		○		
昭和-399	国営昭和記念公園 (こもれびの里 東)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式カメラ装置 (一体型)		○		
昭和-400	国営昭和記念公園 (こもれびの里 東)	CCTV設備	CCTV設備	機側制御装置 (L2 SW、制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等)		○		
昭和-401	国営昭和記念公園 (こもれびの里 西)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-402	国営昭和記念公園 (こもれびの里 西)	CCTV設備	CCTV設備	機側制御装置 (L2 SW、制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等)		○		
昭和-403	国営昭和記念公園 (こもれびの里)	CCTV設備	CCTV設備	モニタ (メディアコンバーター、ビジュアルコントローラー含む)		○		
昭和-404	国営昭和記念公園 (砂川ロゲート)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-405	国営昭和記念公園 (砂川ロゲート)	CCTV設備	CCTV設備	情報機器制御架 (L2 SW、制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等)		○		
昭和-406	国営昭和記念公園 (砂川口駐車場)	CCTV設備	CCTV設備	巡回式ドームカメラ装置		○		
昭和-407	国営昭和記念公園 (砂川口駐車場)	CCTV設備	CCTV設備	屋外制御盤 (制御部、エンコーダ、メディアコンバーター等)		○		
昭和-408	国営昭和記念公園事務所 (災害対策室)	放送設備	放送設備	マイク操作器		○		
昭和-409	国営昭和記念公園事務所 (1階放送室)	放送設備	放送設備	中央放送制御卓 (放送制御装置、マイクロホン操作器等)		○		
昭和-410	国営昭和記念公園事務所 (1階放送室)	放送設備	放送設備	プログラム制御架 (UPS等)		○		
昭和-411	国営昭和記念公園事務所 (1階放送室)	放送設備	放送設備	放送制御架 (L3 SW、メディアコンバーター、GPSタイムサーバー、電源部等)		○		
昭和-412	国営昭和記念公園事務所 (1階放送室)	放送設備	放送設備	ローカル放送装置1 (L2 SW、前置増幅器、電力増幅器、電源部、避雷器等)		○		
昭和-413	国営昭和記念公園 (立川口管理棟)	放送設備	放送設備	ローカル放送装置2 (L2 SW、前置増幅器、電力増幅器、電源部、避雷器等)		○		
昭和-414	国営昭和記念公園 (立川口管理棟・駐車場料金ゲート)	放送設備	放送設備	リモートマイク		○		
昭和-415	国営昭和記念公園 (立川口管理棟・周辺屋外)	放送設備	放送設備	スピーカ (15W、30W、60W ポールを含む)		○		
昭和-416	国営昭和記念公園 (西立川口管理棟)	放送設備	放送設備	ローカル放送装置3 (L2 SW、前置増幅器、電力増幅器、電源部、避雷器等)		○		
昭和-417	国営昭和記念公園 (西立川口管理棟・駐車場料金ゲート)	放送設備	放送設備	リモートマイク		○		
昭和-418	国営昭和記念公園 (西立川口管理棟・周辺屋外)	放送設備	放送設備	スピーカ (15W、30W、60W ポールを含む)		○		
昭和-419	国営昭和記念公園 (昭島口管理棟)	放送設備	放送設備	ローカル放送装置4 (L2 SW、前置増幅器、電力増幅器、電源部、避雷器等)		○		
昭和-420	国営昭和記念公園 (昭島口管理棟・各所)	放送設備	放送設備	マイクレピータ		○		
昭和-421	国営昭和記念公園 (昭島口管理棟・周辺屋外)	放送設備	放送設備	スピーカ (30W、60W ポールを含む)		○		
昭和-422	国営昭和記念公園 (みんなの原っぱ管理棟)	放送設備	放送設備	ローカル放送装置5 (L2 SW、前置増幅器、電力増幅器、電源部、避雷器等)		○		
昭和-423	国営昭和記念公園 (みんなの原っぱ管理棟・周辺屋外)	放送設備	放送設備	スピーカ (30W、60W ポールを含む)		○		
昭和-424	国営昭和記念公園 (プール管理棟)	放送設備	放送設備	放送制御装置 (リモートマイク、前置増幅器、電力増幅器、電源部、避雷器等)		○		
昭和-425	国営昭和記念公園 (プール管理棟)	放送設備	放送設備	ローカル放送装置6 (L2 SW、前置増幅器、電力増幅器、電源部、避雷器等)		○		
昭和-426	国営昭和記念公園 (プール管理棟・各所)	放送設備	放送設備	マイクレピータ		○		
昭和-427	国営昭和記念公園 (プール管理棟・周辺屋外)	放送設備	放送設備	スピーカ (30W、60W ポールを含む)		○		
昭和-428	国営昭和記念公園 (花木園展示棟)	放送設備	放送設備	ローカル放送装置7 (L2 SW、前置増幅器、電力増幅器、電源部、避雷器等)		○		
昭和-429	国営昭和記念公園 (花木園展示棟・周辺屋外)	放送設備	放送設備	スピーカ (30W、60W ポールを含む)		○		
昭和-430	国営昭和記念公園 (森の家管理棟)	放送設備	放送設備	ローカル放送装置8 (L2 SW、前置増幅器、電力増幅器、電源部、避雷器等)		○		
昭和-431	国営昭和記念公園 (森の家管理棟・周辺屋外)	放送設備	放送設備	スピーカ (20W、30W、60W ポールを含む)		○		
昭和-432	国営昭和記念公園 (日本庭園管理棟)	放送設備	放送設備	ローカル放送装置9 (L2 SW、前置増幅器、電力増幅器、電源部、避雷器等)		○		
昭和-433	国営昭和記念公園 (日本庭園管理棟・各所)	放送設備	放送設備	リモートマイク		○		
昭和-434	国営昭和記念公園 (日本庭園管理棟・周辺屋外)	放送設備	放送設備	スピーカ (30W ポールを含む)		○		
昭和-435	国営昭和記念公園 (砂川口管理棟)	放送設備	放送設備	ローカル放送装置9 (L2 SW、前置増幅器、電力増幅器、電源部、避雷器等)		○		
昭和-436	国営昭和記念公園 (砂川口管理棟・各所)	放送設備	放送設備	リモートマイク		○		
昭和-437	国営昭和記念公園 (砂川口管理棟・周辺屋外)	放送設備	放送設備	スピーカ (20W、30W ポールを含む)		○		
昭和-438	その他	公園照明設備	公園照明設備	照明灯、ソーラー照明灯、コンセント盤等	○			

国営昭和記念公園 災害時協定会社 対象電気・機械設備一覧

番号	施設名	設備区分	設備名	装置名、規格等	想定される工種種別			
					電気設備	通信設備	受変電設備	機械設備
昭和-439	国営昭和記念公園（みんなの原っぱ）	非常用井戸設備	井戸設備	井戸ポンプ(18.5kW φ100)1台				○
昭和-440	国営昭和記念公園（みんなの原っぱ）	非常用井戸設備	井戸設備	井戸ポンプ制御盤				○
昭和-441	国営昭和記念公園（みんなの原っぱ）	非常用井戸設備	井戸設備	電動弁切替制御盤（自動制御設備）				○
昭和-442	国営昭和記念公園（みんなの原っぱ）	非常用井戸設備	井戸設備	塩素滅菌装置				○
昭和-443	国営昭和記念公園（みんなの原っぱ）	非常用井戸設備	井戸設備	活性炭吸着装置				○
昭和-444	国営昭和記念公園（みんなの原っぱ）	非常用井戸設備	井戸設備	蓄圧式圧力タンク				○
昭和-445	国営昭和記念公園事務所	災害対策用貯留設備	貯留設備	災害対策用飲料貯水槽				○
昭和-446	国営昭和記念公園（各所）	災害対策用貯留設備	貯留設備	災害対策用飲料貯水槽				○

災害時における災害応急対策業務に関する協定書

(国営昭和記念公園・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、 機械設備工事)

国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所長 望月 一彦(以下「甲」という。)と、〇〇〇〇(株)代表取締役 〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、災害時における国営昭和記念公園事務所所管施設等の災害応急対策業務(以下「業務」という。)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所(以下「当事務所」という。)が管理又は工事中の施設等(以下「所管施設」という。)に関して、地震・大雨・大雪等の自然現象及び予測できない災害等の発生、又は発生の恐れがある場合において、業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、甲、乙がその確保及び動員の方法を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、所管施設に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し、業務の協力を要請することができるものとする。
2. 乙は、甲から協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

(業務の実施範囲)

第3条 業務の実施範囲は、国営昭和記念公園(別紙-1)とする。
2. 甲が特に必要として上記で規定する以外の範囲に出動を要請するときは、乙に協議するものとする。

(業務内容)

第4条 協定が適用される区分は、電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事又は機械設備工事に関する応急復旧等とする。
2. 甲が乙に対し要請を行う業務の内容は、以下のとおりである。

①緊急点検

所管施設に災害が発生し、または発生が予想される場合における損壊箇所等被害の把握と報告を行う。なお、業務の実施範囲の主な設備は、以下の通りである。

・主な設備

多重無線通信設備、監視制御盤類、受変電設備、CCTV設備、放送設備、公園照明設備、非常用井戸設備、災害対策用貯留設備その他甲の指示する設備等

②緊急措置

公園利用者等の安全確保を図るため、所管施設に係る危険箇所にバリケードやロープ等の設置及び注意喚起の措置を周知する案内板や標識等を設置する。
また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行も

のとする。

③応急措置

被災した所管施設の機能回復に必要な応急復旧作業を実施する。

④防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、甲乙間の情報連絡訓練等を行うものとする。

なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第5条 乙は、あらかじめ業務の実施に必要な組織及び稼働可能な建設機械ならびに使用可能な資材、労力（以下「建設資機材等」という。）の数量等を把握し、書面により甲へ報告するものとする。

2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、または甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲へ書面により報告するものとする。
3. 甲は、甲が保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第6条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の出動要請)

第7条 甲は乙に対し、第2条に基づき業務の出動要請をする場合は、以下のとおりとする。

- ①甲は乙に対し、第2条に基づき業務の出動要請する場合は、別途指定する書面より行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない状況において電話等にて要請を行った場合、甲は速やかに書面を作成し、書面の提示が可能となった時点で遅滞なく乙へこれを提示するものとする。
- ②乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。
- ③乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保状況、建設資機材等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は、第7条に基づき、乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

ただし、情報連絡訓練等、実働を伴わない軽微な内容の場合を除く。

なお、乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(甲、乙相互の連絡窓口)

第9条 乙は、甲との連絡窓口（社内の指示体制を把握し、甲の要請に対し責任ある対応の出来る者）を定めておくこと。

2. 甲、乙の連絡窓口（氏名、役職、連絡先（平日、休日の電話、メール等））は、甲、乙間で共有するものとし、本協定以外の目的には使用しないものとする。

(業務の指示)

第10条 業務の直接の指示は、当事務所工務課長及び当事務所職員等（以下「職員等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の実施報告)

第11条 乙は、第7条に基づく出動要請を受諾した場合、直ちに出勤し業務を実施するものとする。

2. 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間・体制及び使用建設資機材等を職員等に書面により報告するものとする。

(業務の完了)

第12条 乙は業務が完了したときは、直ちに職員等へ書面により報告するものとする。

(費用の請求)

第13条 乙は業務完了後、当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第14条 甲は第8条により締結した契約に基づき請求を受けたときは、内容を精査し第8条に基づき費用を支払うものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第15条 業務の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、その損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

2. 甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(法定外労働災害補償制度への加入)

第17条 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請けを問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入する方式、または直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

(協定の解約)

第18条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情等が発生したときは、甲乙協議のうえ協定締結を解約することができる。

2. 乙において取引停止の事実や不当たりの事実や情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告を持って本協定を解約することができる。

(その他)

第19条 この協定に定めない事項、または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

2. 第4条④に基づく防災訓練は、総合評価落札方式等の地域への貢献度でいう災害活

動実績には認めないものとする。

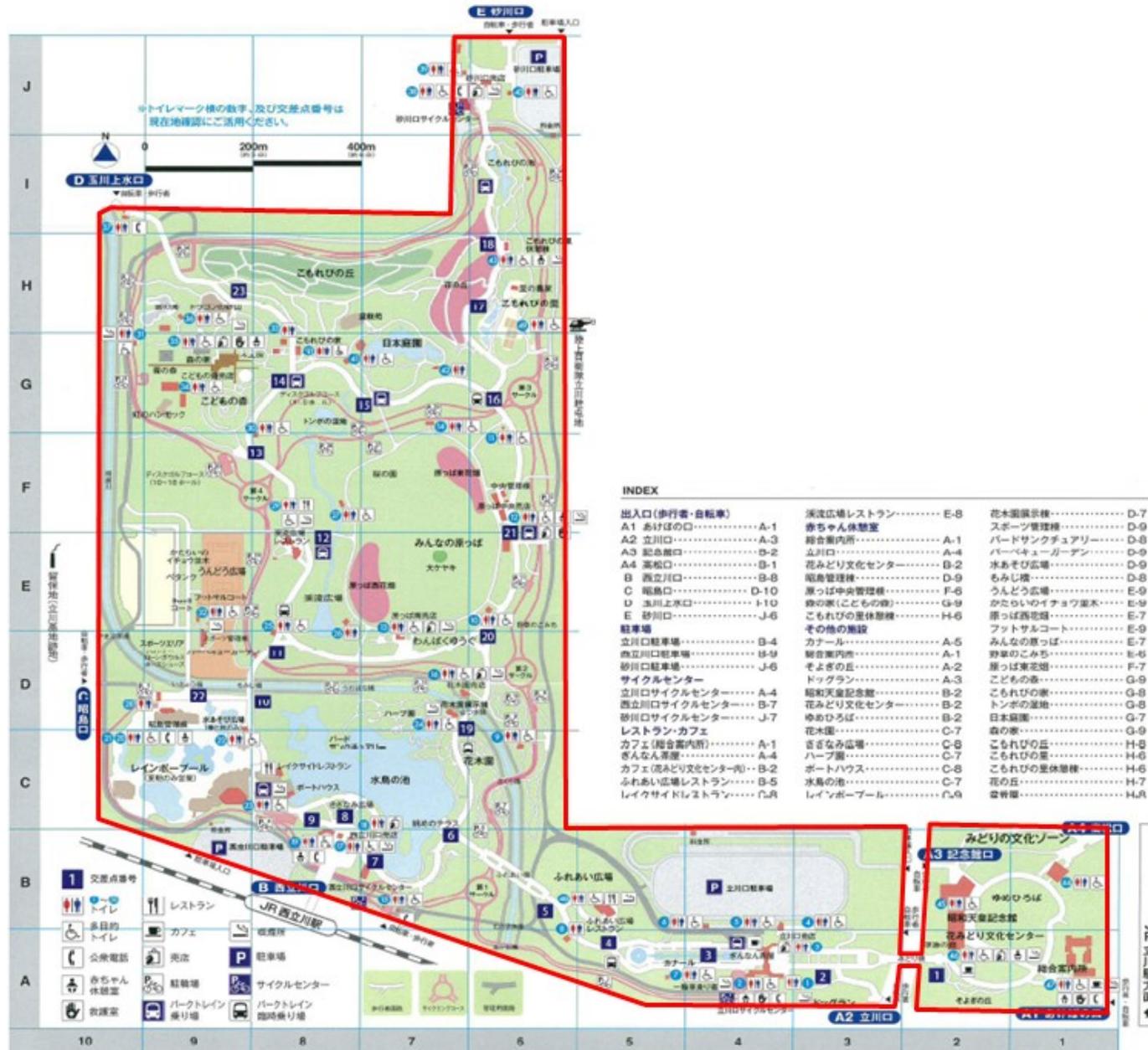
この協定の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局
国営昭和記念公園事務所長
望 月 一 彦

乙 ○○○○ (所在地)
○○○○○ (株)
代表取締役 ○○ ○○

災害時における災害応急対策業務に関する協定(国営昭和記念公園・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事)の範囲
(赤囲みの範囲)(令和5年4月1日～令和8年3月31日)



協定書の作成について

- 協定書は、A4袋とじとし、白黒で作成してください。
- 協定の締結日は空欄としてください。（事務所長印を押印後、当方で記入します。）
- 協定締結者は、申請書に記載した代表者としてください。
（異動等があった場合は後任者としてください。）
- 割り印をしてください。（下図参照。 中間ページに割り印は不要です。）
- 協定書の構成は、以下のとおり綴ってください。
 - ・ 協定書
 - ・ 別紙－1 協定範囲

